1

について、しばらくみておきたい。であったが、この製鐵所の首長として活躍したレオンス・ヴェルニー川島忠之助がフランス語を最初に修めたのは横須賀製鐵所でのこと



川 島 忠 之 助 (明治十年, ミラノにて)

なく、その人物像をあきらかにするような著作もない。ヴェルニーのことに関しては、従来これと云ってまとまった伝記も

である。
である。
である。

フランソア・レオンス・ヴェルニー François Léonce Verny はフラン

田.

富

ロン・グラッセとジャムの名産地としても知られている。 にある町で、製粉と絹の染物と合成繊維の取引きの中心地であり、マミである町で、製粉と絹の染物と合成繊維の取引きの中心地であり、マルランスからバスでおよそ二時間の距離、西方七十キロ離れたところにある町で、製粉と絹の染物と合成繊維の取引きの中心地であり、マルテン・グラッセとジャムの名産地としても知られている。 アルチベットとも呼ばれる中央山塊の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる中央山塊の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる中央山塊の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる中央山塊の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる中央山塊の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる中央山塊の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる中央山地の中のアルデシュ峡谷に沿った標 スのチベットとも呼ばれる

としてまとめ、刊行している。の企画の一環としてヴェルニーの生家を訪ねたが、のちにこれを記録昭和四十三年、NHK特別取材班は《ドキュメンタリー明治百年》

この地方の出身者でほとんど占めているといってもよい。山国なので自然貧しく、出稼ぎが多い。パリの喫茶店で働くギャルソンは、

という条件がそうさせたのではないか。
は須賀造船所を建設するため、幕末に来日したフランス人技師のフランソワー横須賀造船所を建設するため、幕末に来日したフランス人技師のフランソワー

二階になった城館風の邸宅が、ヴェルニー家であった。く、高い塀をめぐらした一郭に出る。山の傾斜を利用して入口は一階、裏庭は山の頂きにあるホテルから中腹に向かって降りてゆくと、田舎町 に は 珍 し



ヴェルニーの肖像画

(『ドキュメンタリ 明治百年』)

1 0

に赴くようなことはなく、長じるに及んでパリの工 シュLéon Rochesの招きを受けて来目することになったのである。 帰国しようとしていたとき、たまたま駐日フランス公使レオン・ロッ = 1 才 ルニー 八三七年これを卒業し、技術者としてフランス海軍に入った。 は元治二年正月、上海から江戸に来着した。 ブナの素封家に生まれたことで、 はやがて上海で砲艦建造に従事したが、 ヴェ ル ニーそのひとは出稼ぎ その任務を終えて 大学に進学 ヴ

から NHK特別取材班のオーブナ探訪は貴重な試みであっ どりについては必らずしもはっきりしているわけではない。 とどめているのでおおよそのことはわかるが、来日以前と帰国後の足 生家についての詳細な報道を含めて、 あるが、 来日後のヴェルニー その記録の一 の活動は 端をつぎに引用しよう。 『横須賀海軍船廠史』その他に記 それはまことに興味深いも た。 ヴェルニー その点、 録を

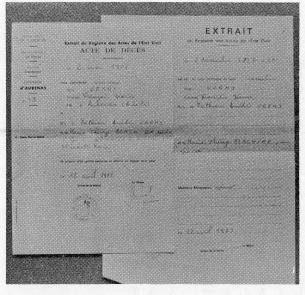
和とじの浮世草紙や漢書、 本から持ち帰った鎧び 版画の類が所狭しと飾られて、 つつや、 弓矢、 陶器の花瓶、 茶器、 オリエンタルムード 勲二等の旭日

> ずに所を得て置かれているのをみると、百年の時間が一気に縮まる思いがす に、百年の夢をむさぼり続けていた。 る写真もあった。写された幕末はこうして日本人の目の届かぬ南仏 の 片 田 る。横須賀造船所の建物や、富岡製糸工場、さらには長崎の三菱造船と思われ を盛りあげていた。日本と違って湿度の底い土地柄のせいであろうか、保存も 埃にまみれているでなく、 虫に喰われているでなく、さして色もあせ (『ドキュメンタリ 明治百年 舎

上々で、

= 1 記 工 か ヴ マリ 録はオーブナの役場にはみられない。 わりがない。 工 1 の子孫は百五十名も現存しているというが、ヴェルニー (一八三九年八月一五日~一九二四年三月二日) 1 モ ンモランと称したことはヴェルニーの戸籍からはっきり の来日以前の正確な足どりがよくわからな また、 その帰国後の消息にしても同様である。 ヴェルニー の妻エリザベ い が旧 0 は 性ブル の結婚 ヴ エ 重

\$



ヴェルニーの生誕記録(右)と死亡記録(左) (ォーブナ市役所発行)

た碑銘からもあきらかである。している。これはヴェルニーの生家裏にある墓地の夫妻の墓に刻まれ

旧姓 ブルニエ・ド・モンモラン 要 エリザベート・マリー 一九〇八年五月二日没 ま エリザベート・マリ

一九二四年三月二日没一八三九年八月一五日生

るからである。
るからである。

ないにおいて、後述のように琥珀織二巻を夫人のために贈られたことからもはっきりしているが、来日当時二十七才の青年ヴェルニーは、まらもはっきりしているが、来日当時二十七才の青年ヴェルニーは、まらもはっきりしているが、来日当時二十七才の青年ヴェルニーは、まらもはっきりしているが、来日当時二十七才の青年ヴェルニーが日本に妻を伴っていたことは帰国の折の送別の宴の席ヴェルニーが日本に妻を伴っていたことは帰国の折の送別の宴の席

お淺に深く愛を抱いたのだった。の船頭で久平という者の娘・お淺はヴェルニーを愛し、ヴェルニーもたように、ヴェルニーにもお淺という女性がいたようである。横須賀少なくなかった。メルメ・ド・カションには通称メリンス・お梶がい事末に来日したフランス人たちの中には日本女性を愛人とした者が

所となつたから、お淺ウエルニーの戀愛も、意義があつた譯けである。婚に至らなかつたが、しかし横須賀は明治の聖運に會し、海軍大鎮守府兼造船製鐵所創説も中止となり、ウエルニーが、佛國に歸へることゝなつたので、結求後は、ウエルニーの正妻たるべき約束であったが、幕府瓦解の爲め横須賀

(中里棧庵『綿羊娘情史』)

き、船頭久平の家で休息する機会が重なり、久平の娘のお淺と恋に陥っずェルニーが柴田日向守製鐵所奉行と海上から横須賀を視察したと

少ない時代にあっては、それも仕方のないことなのであろうか。られる。船頭久平については、残念ながら、なにもわからない。これられる。船頭久平については、残念ながら、なにもわからない。同寺でに歴史の流れに埋没しまっている。庶民の記録が残されることのが、現在、東京都文京区向上二丁目三十八番地にある同寺には、第二が、現在、東京都文京区向上二丁目三十八番地にある同寺には、第二が、現在、東京都文京区向上二丁目三十八番地にある同寺には、第二が、現在、東京都文京区向上二丁目三十八番地にある同寺には、第二が、現在、東京都文京区向上二丁目三十八番地にある同寺には、第二か、現在、お墓の、ととのであるが、それも仕方のないことなのであろうか。

うである。

がエルニーとお淺の関係にしても、これを傍証する資料はほかに見ずてある。

がエルニーは年齢的にも正式な結婚が必要

が大験鐡所の首長として、ヴェルニーは年齢的にも正式な結婚が必要

が大りの恋愛で楽しんだものと思われるが、明治二年に再び帰国し

をお淺との恋愛で楽しんだものと思われるが、明治二年に再び帰国し

がエルニーとお淺の関係にしても、これを傍証する資料はほかに見

こ以北している。とすン・ラウルはその間の事情をつぎのよう針によるものであった。ジャン・ラウルはその間の事情をつぎのようー帰国は新政府が高給を払わなくてならぬお雇い外国人を解雇する方は、出航のフランス郵船タイナス号で帰国の途についたが、ヴェルニーは、日本での顕著な活動のあと、明治九年三月十三日、ヴェルニーは、日本での顕著な活動のあと、明治九年三月十三日、

場管理を実行する為に経営上の権利を取返す意志を表明した。日本当局は工廠の事業を外国人技師に委託しないことを確実にし、経済的で

で横須賀に止まる様通達された。 で横須賀に止まる様通達された。 まは明治九年三月限り職を止められチボーヂェ、ヂュポン二氏のみ顧問の資格 で横須賀に止充分でなさそうである。それは兎も角もヴェルニー、サヴァチェニ 日本技術者の養成は彼等自身の責任を以て船舶を建造し工廠の機能を適当に発 田本技術者の養成は彼等自身の責任を以て船舶を建造し工廠の機能を適当に発 の資格でしか容れないことになって居たが、此の方法は時期尚早であった。

る。

尽した功労を感謝する意味の優渥なる御言葉を賜った。チェ両氏の為特別の拝謁が許され拝謁中「みかど」は彼等が各其の領域に於て本に与えた奉仕的作業に対して感謝の意を表した、そしてヴェルニー、サヴァ海軍大臣に書を寄せ仏国海軍が日本の新興海軍を援助する為技術を提供して日ヴェルニー氏は異例手続の対象であって日本政府は彼自身及彼を通して仏国

(「横須賀海軍工廠の創設と佛蘭西人の見たる黎明期の日本」)

『横須賀海軍船廠史』の明治八年の頃にも、つぎのような記載があヴェルニー解雇はその線に沿ってなされたことであった。人をこれに代える方針を定めて実行していったのである。人をとれに代える方針を定めて実行していったのである。 明治新政府は慶応四年閏四月一日に製鐵所を幕府から接収して以来明治新政府は慶応四年閏四月一日に製鐵所を幕府から接収して以来

ヲ要求セリ其要領左ノ如シヲ介シ佛國公使サンカンタンニ本所雇佛人ウエルニー等ノ解雇ヲ承諾センコトテ海軍省へ向後外國人ヲ本所首長ノ重任ニ置クヲ不必要ト認メ外務卿寺島宗則十一月十五日日本所創業以來既ニ十餘ノ星霜ヲ經テ百事殆ト整頓シタルヲ以

トシテ更ニ十ケ月乃至一年間繼雇スヘシ同氏歸著迄ウヱルニー氏代リテ顧一、チボヂー氏ハ來年三月頃我國ニ歸著スヘキヲ以テ同月以後ハ造船所顧問同氏ニ三ケ月分ノ俸給ヲ贖與スヘキコト機續セシムヘシ然レトモ同氏ノ解期ハ無期限ナルヲ以テ我政府ハ解雇ノ際ー、ウヱルニー氏ハ本年中ニ横須賀造船所首長ノ任ヲ解キ其事務ヲ我邦官ニ

テ本年中ニ解雇スヘキコトー、サバチエー氏及モリスウェルニー氏モホウエルニー氏同様ノ條件ヲ付シ

ノ任ニ當ラハ一層我政府ノ好都合ナレトモ其諾否ハウエルニー氏隨意タ

しては経済的にきわめて負担であり、早急に解雇したかったにちがいヴェルニーは年間一万ドルという高給取りであったので、新政府と

られた。明治八年十二月三十日午前九時のことであった。バチェーは宮内省に招かれて、明治天皇から親しく勅語と勲章を授けない。解雇にあたって二十年余の功績に対して、ヴェルニーと医師サ

文を奏上した。 文を奏上した。 まず天皇からそれぞれに勅語があたえられ、それに奉答とサバチェーは宮内省に赴き、坊城式部頭の誘導で明治天皇と謁見しとサバチェーは宮内省に赴き、坊城式部頭の誘導で明治天皇と謁見し

したが、これは清水誠之が邦訳した。

したが、これは清水誠之が邦訳した。ヴェルニーは奉答の辞を奏上ル是レ實ニ汝ノ功勞朕深ク之ヲ嘉賞ス且汝カ歸路恙ナキト將來ノ幸福理ノ艦船其他ノ製造事業ニ至ル迄一々之ヲ擔當シ遂ニ今日ノ成績ヲ見トシテ其職ヲ奉シ能ク其力ヲ効シ諸場ノ建築及我新造艦船ョリ内外修ウェルニーには「我邦造船所ヲ創設セシ以來十一ケ年ノ久シキ汝首

呈陛下ニ奉答ス

ル期會ニ望ミテ御満足被爲在候段被「仰出難有」大皇陛下ニ奉職中數多恩恵ノ勅語ヲ拝受シ奉リ今般我政府ニ歸任セントス

天皇陛下ニ奉謝候惶恐謹言

誠之少匠司が通訳をつとめた。 型三十一日、ヴェルニーはフランス公使サンカタンの論告に応じて 型三十一日、ヴェルニーはフランス公使サンカタンの論告に応じて 要に開発をすませた。同月十六日、延遼館で送別の宴が開かれたが、席 りれた。また、ヴェルニーは書棚一個、花瓶一対、ヴェルニー夫人も られた。また、ヴェルニーは書棚一個、花瓶一対、ヴェルニー夫人も られた。また、ヴェルニーは書棚一個、花瓶一対、ヴェルニー夫人も られた。また、ヴェルニーは書棚一個、花瓶一対、ヴェルニー夫人も でいこれが、席 のデュポン、フランソア、ジュウェット、サルダーが顔をみせ、清水 のデュポン、フランソア、ジュウェット、サルダーが顔をみせ、清水

結んでいるが、ここにはヴェルニーの胸中察するにあまりある想いが テスシテ日本創立ノ造船所ニ完全ナル好結果ヲ収獲シ之ヲシテ其名麐 リ以降政府へ適宜ノ方針ヲ以テ造船所ノ工業及學事ヲ共進シ數年ヲ出 て述べているところは注目される。 ぬ無念さを否めなかったのだろう。 看取される。 ヲ宇内萬國ニ彰揚セシムルヲ得ハ余ノ素望乃チレリ」とその報告書を ニーは「余ハ日本政府ノ命ヲ領シ半途ニシテ横須賀ヲ去ラントス今ヨ 款 建築」|第二款 六つの項目にわたって叙述し、日本政府に提出している。 製造及修理」「第六 ヴェルニーとしては、まだ業半ばで帰国しなくてはなら 機械及器具」「第三款 經費」「結論」が、その内容である。ヴェ 造船所の将来への期待を万感こめ 人員」「第四款 學校」「第五

である。 ヴェルニーは齢四十近くして故郷に錦を飾ることになったのである。

年五月か六月のことであっただろう。ったが、いつ故郷オーブナに戻ったのか、詳かではない。おそらく同ヴェルニーの横浜出航の日は前述のように明治九年三月十三日であ

帰国後の消息はよくわからない。

た。たが、死亡証明書によれば、一九〇八年五月二日にオーブナで死去したが、死亡証明書によれば、一九〇八年五月二日にオーブナで死去し百二十キロの地にある工業都市サン・テチエンヌで鉱山の経営に当っずェルニーは、帰国後フランス海軍を辞め、故郷オーブナの北方二

てのそれも十分に高く評価されている。首長としての活動だけにあったわけではない。洋式灯台の設計者としなお、ヴェルニーの日本での功績は、横須賀製鐵所(のち造船所)

一八六六年の六月、幕府と英仏米蘭の四カ国との間に協議が行われた際、イ

野島崎は副首席の Jules Thibaudier がそれぞれ監督に当った。 設計によるもので、観音崎、品川、城ガ島は首席建造者の Louis Florent が、た。その結果、一八六九年二月以来、観音崎、野島崎、城が島、品川の四カ所た。その結果、一八六九年二月以来、観音崎、野島崎、城が島、品川の四カ所いという提案があり、このことは幕府の代表と四カ国公使との間で 調 印 されいという提案があり、このことは幕府の代表と四カ国公使との間で 調 印 されいという提案があり、このことは幕府の代表と四カ国公使との間で 調 印 されいという提案があり、このことは幕府の代表と四カ国公使との間で 調 印 されいという

(手塚竜暦『日本近代化の先駆者たち』)

ト像に改作されて現在地に移されたのである。開港記念日に諏訪公園の丘の上につくられたものだが、のちにセメン上野介の胸像が建っている。これは大正三年(一九二二年)の横須賀・野・ルニーの功績をたたえて、横須賀臨海公園にはヴェルニーと小栗・水ニーの功績ををたれる。とれは大正三年(一九二二年)の横須賀東森末維新の日仏関係の歴史の上でもきわめて大きいものであり、現在横須賀製鐵所(造船所)の技術指導者としてのヴェルニーの功績は

. 2

がちであったことにその退職の原因があったようである。に主管を移されたが、必らずしも政府の方針が定まらず、伝習が怠り慶応四年閏四月一日付で製鐵所が新政府に接収され、神奈川府裁判所川島忠之助はやがて横須賀製鐵所の製図見習工を辞めてしまった。

ルのもとに使丁として住み込んで苦学した。て横須賀から横浜に出て、語学練習のため、フランス人の歯科医アレクサンドかったりしたので、自然教授が中止になった。それで川島氏は、見習工をやめかったりしたので、自然教授が中止になった。それで川島氏は、見習工をやめ明治二(一八六九)年、新政の方針決せず、製鉄所の教師達に俸給を与えな

(柳田泉「川島忠之助伝」)

は触れていない。柳田泉は忠之助退職の時期を明治二年としているが、月日につい

明治二年三月の項の記述である。だが、ここで注意しなくてはならぬのは、『横須賀海軍船廠史』

0

考えられる。だが、柳田は「明治元(一八六八)年の末に川島氏は、 を与えなかったりしたので、自然教授が中止になった」(傍線筆者)たと云っているのであるが、柳田の文章中の「製鉄所の教師達に俸給 されるようになった時期に退職したことになるのであり、いささか奇 明治二年に退職しているとしたら、 吉が明治二年三月の時点で技術伝習生再置の願いをし、しかも前年五 これは氏の今一人の従兄弟中島才吉氏の慫慂による」(「川 島 忠 之 助 製図工見習という名目で、 鐵所辞職は明治元年五月以降、 という記述が伝習生制度の廃止を指しているものならば、忠之助の製 を与えなかったりしたので、 述はすこぶる重要な意味をもっている。忠之助が柳田の文章のように 月に伝習生の制度が廃止されたことに触れているところに、以上の記 定となる。明治元年の末に入所し、 伝」) と記していることを考慮するとき、 それはきわめて不都合な推 中島才吉は横濱語學所出身で、旧姓大坪と称したが、忠之助の従兄 製鐵所入所の機縁をつくってくれた人物である。この中島才 中島才吉はあきらかに明治元年五月に伝習生の制度を止め 横須賀製鉄所 おそらくは明治二年二月までのことと 翌年二月には退職したということ 忠之助は伝習生制度の再開が要請 (造船所の前身)に入った。

中島才吉は明治元年には製鐵所に関係していたが、その正確な入所になるからである。

れたあと、然るべき授業も行なわれないので、 りではなかったのではないだろうか、という疑いが出てくる ので あ 明治元年五月の時点で廃止されたのであり、 もつ『横須賀海軍船廠史』の前掲の記述にしたがえば、 ことはかなり信憑性をもつものと考えられる。だが、中島才吉が製鐵 去ろうと決意したのではないだろうか。 かなり妥当なこととして考えられるのである。 る。そうすれば、明治二年三月以前の時点で製鐵所を辞めたことも、 ないことになるのである。「明治元年の末」は「慶応三年の末」の誤 ないのである。つまり、柳田泉の文章は十分に検討されなくてはなら て入所した時期も、 いというふうな推測も可能である。横須賀製鐵所の公的記録の性格 所に入所する以前にすでに関係をもち、忠之助を世話したかもしれ の入所以後のこととすれば、忠之助の製鐵所入りを明治元年末とする 日付は不明である。中島才吉が忠之助を製鐵所に入れたのが 当然伝習生制度の廃止以前のことでなくてはなら 忠之助が製図工見習とし 伝習生の制度が廃止さ 厭気がさして横須賀を 伝習生制度は

申請を行なってから製鐵所を辞めるということは、 裁判所の寺島宗則判事に具申しているが、このように製鐵所のフラン た製鐵所に居残っている必然性を見出せずに退職を決意したのであろ 吉による伝習生の再置の請求がなされている。 には、ヴェルニーの一時帰国が許され、この月に前述のように中島才 たちの契約満期に関して、その解雇と継続との理由を主管の神奈川 とうてい許されない行動であるからである。 ったものと考えるべきであろう。というのは、 フランス人技師の異動までみられる混乱期にあって、授業もなくなっ ス人技師たちの間に少なからぬ異動をみたのである。 明治二年正月、ヴェルニーは製鐵所に雇われているフランス人技師 中島才吉が伝習生の再置を申請する以前に、 忠之助にしてみれば、 中島才吉がそのような 忠之助は製鐵所を去 忠之助の立場では 同年三月十八日

でなくてはならない。そこで「明治元年の末」という記述が一年前のらば、その入所の時期は明治元年五月の伝習生制度の廃止以前のこと忠之助は明治二年三月以前に製鐵所を退職したことが確かであるな

が、 年を明治元年ととり違えるというような誤りが生じないとはかぎらな ものである。忠之助が明治元年の末と云ったのは確かであろう。 だけではない。忠之助そのひとの記憶違いによる誤記も出てくるという が濃厚になってくる。 助伝を執筆しているが、 ズ・アップされてくる。 慶応三年の末」の記憶違いによる誤 横須賀製鐵所の記録の面からみるとき、そのような記憶違いの線 年の暮に入所したことは確かに覚えていても、 川島奥六の場合のように誤記がみられないわ 柳田泉氏は忠之助からの聞き書きで、 いりでは ない かという疑問が 一年違いの慶応三 ク

とを考えさせない大きな材料として注目されるのである。 度の復活が意図されていた時期に忠之助が製鐵所を去る決意をし 管轄官庁に認められ、 とがあきらかになるのだが、これは、それほど実現性の高い 命ぜられた。 中島才吉が伝習生の制度を復活させるべく進言したことはただちに 中島才吉が伝習生再設置について具体案を示していたこ 翌四月十日には伝習生の学則の編成が製鐵所に たこ K

移され、 て 明 同年十二月現在では製鐵所の官吏はつぎの二十一名を擁していた。 このようにして新政府の製鐵所に対する方針も次第に 整 え 治二年十月二十七日、 一月十八日には山尾庸三がその事務を総括することになっ 横須賀と横浜の二製鐵所は大蔵省の管轄 5

ħ

工

出 同 土 出 監 [納兼土 納 木 督 權 大 佑 佑 佑 同同 同同 同同 正同 同同 従同 同同 正同 従判 正判 九五 八四 八三 七年 七年 位等 位等 位等 位等 大島 Щ 志 兵 中 島 村 動 口 十太郎 才 成 左 忠 愈 鮀 平

久木田 渡 Ш 清次郎

がわかる。

参考までに黌舎規則大要をつぎに引用しておく。

同

土 土

木 木

大

令

史

位等

吉 稻

田 垣

權

佑

喜多造

炒

木 少 令 史 九六 位等 大 恆 荻 脇 Ш 陸太夫 左兵衛 歳

同 同 土

同同 同同 同同 同同 同同 同同 同同 同同從同 同同

糸

達太郎 鎭太郎

前

田

郎

同 同

波多野

高

省 淸

計二十 名 野 寄 芳 熊 五郎

する姿勢を打ち出している。 して技術伝習生を募集する必要を大蔵省に建言している。 ルニーも二月十二日にフランスより戻り、 明 治三年 月 五旦、 製鐵所は所内に各工場を竣工させ、 製鐵所はその活動を強化 帰国中のヴ 学校を建設

めた。 部省に提出したりして、 との許可を大蔵省に求めたり、 三月二十九日、 製鐵所は伝習生のための仮寄宿所に民家をあてるこ 伝習生の制度の復活と強化の準備を大きく進 技術学校を黌舎と称し校則の原案を民

る。 まず仏語学を学習することが必要であり、 官給であり、 たもののようである。 製鐵所に **黌舎規則の大要が伝えられているが、** 原則としては十三才から二十才までであり、 フランス人教師を補助にして生徒にフランス語を教え たの で おける伝習生徒への授業は、 主要教科は造船学と機械学であるが、それを修めるに 中島才吉と稻垣喜多造の二人が学務を専ら統轄 それによると、 この年四 数学も必修であることなど 書籍、 [月七日 入学 文具、 から始められ 志 食事 望 は は 者

```
同十同同同一千十千九千十千五千九千
年二年年年月八一八月八二八月八月八
二月 三四十百月百一百月百十百一百
月二 月月二六十六日六日六十十十
十五十十十十五 九十十十五五 九 五
日日 日 年 年 年 年
                                 同年十一月十日
同年五月一日
同年五月一日
                                                          同年四月一日
                                                                    同同同同同同 同
年年年年 年
四二四四 一
                                                                                                                          雇
                同 同同同
                                                                同年三月二十
                          ï
                           年十
                               年
                                                                                                                           入
                               月
                                                                      月月月月
                                                                                月十九日
                           一月十
                                                                                                                          年
                               千日
                                                                      +-+-
                                                                      五日五日
                                                                                                                           月
                                                                Ė
                                                                          H
            Ħ
                           B
                                                              H
                                                                      H
                                                                    十千十千同同同十千十千
一八一八 一八一八
月百月百 月百月百
                                                          同年四月一日
       同同同同十同
年年 年一年
四四 三月
                                          無雇
                                                                                                                     士
月定試
                                     同
                                                                 同年三月二十日
                                                   年三月二年
    驗中
雇
                                                                                                                     月百
                                                                                                                           期
                                          期
          十七十七日十日十
                          十七十七日十日十
    雇期
                                          限
                                             月月
                                                   月二
十
五五
                                                                                                                     日十
                                                                                                                           年
                                             十一十日
    说
                                                                                                                       九年
                 三年
                                年
                                                                                                                           月
             年
                            年
       日
                                                              H
    未
                                                   H H
                                                                               同二千三千同同一千十千九千
年月八月八年年月八一八月八
一十百十百三四十百月百二
月六七六六月月三七十六日七
二日十日十十二日十九十 十
十 年 九六日 年日九 年
日 年日
                                            雇
                                                                                                                           繼
                                                                      月月二十六日 日
                                                                                                                           年
                                                                                                                          月
                                                   H
                                                                                           同同一千十九十
年年月八二八十
年年月八二八十百月百二七
月月三七三七日十十二日十十十
十二日十十十十
六日 年日
                                                 同年三月十六日
                                                                三同同同同同同一十二千
月年 年年年月八百十八
月二十 四二四四二十十八百
月月月十七六七十
一 十二十二日
日 六日日 年
                                                           同年四
                                                                                                                           滿
                                                                                        同
                                                                                                                           期
                                                           月
                                                                                                                           年
                                                           百
                                                                                                                           月
                                                    H
                                                                                           百六十五
                                            六九九七
十十十十
五弗五五
                                                                                                     三百弗
                                                                                                                  六百弗
                   同八百
十五五
五十
弗弗
                                                              九十弗
                                                                 八十五
                                                                    九百百百百
十弗二五二
五 十十十
                                                                                                 百七十
                                                                                                                     弗八百三二
                                  八十弗
                                     四十弗
                                          九十五
                                                       百十
                                                           百弗
                                                                                                         四 六四
                                                                                                                           月
        百五十
                百五十
                                                                                n
                                                                                    同
                                                                                        百五十弗
                           百二十弗
                                百五十弗
   六十五弗
                                                                                                         四百 井 六 井
            八十五弗
                                                                                                                       十三
                                             弗
                                                 弗弗
                                                                  弗
                                                                    弗
                                                                         五弗弗
                                                                                                 弗
                                                                                              弗
                                                                                                                           俸
                                                                         弗
                                                                                        鑢 船鍊
工頭
工頭
                鑄 製鑢製造 罐 整頭
                                                                                                                  副
                                                                                                                       首
                                                                                                                           職
                           船工頭
                                鑢 火兼鑢 警 機泥塡同 船
                                                           鍊 船 製 鑢製製石製
                                                                                船
                                                                                                     會計
            模
                                                                                                 建築頭目
    製
        倉
                                                                                                         楽課!
                                                                                具頭
        庫主
                                鐅
                                                              工 罐 鑿罐圖工帆
 具
                                                                                                                  首
                                                       I
    罐
            型
                                     使鑿
                                          査 械浚隙
                                                                                                     課
 頭
                                頭
                                                           職職職職職職目職 目
                                百 夫丁職 掛 職職職
                                                       職
                                                                                           目目
                                                                                                     長
                                                                                                         長
                                                                                                              師
                                                                                                                  長
                                                                                                                      長
                                                                                                                           名
            職
                 目 職職目
                           Î
                                                                                         Ħ
    職
        事
 Ħ
                                                              バス
                                                                     シコジアビ
                                                                                         ゥ
                                                                                                 ヂ
                                                                                                          フ
                                                                                                              #
                                                                                                                       ウ
                    エカケ
                                ジ
                                  サ
                                             リペコポ
                                                       デ
                                                            3
                                                                                 IJ
                                                                                            レト
                                                                                                      X
 ラ
    フ
        フ
                                          7
                                                                         ノョケラ
トンラ
                                             ユシャニール ドネー
                   ビビル
                                                                     ヤ
                                                                                 ッ
                                                                                            オロステ
                                                                                                                           姓
        ラン
                                ュバ
                                                              ス
                                                                                                     ル
                                                                                                              15
                                                                                                                      エ
                                                            ッ
                                          ル
                                                                                    ン
                                                                                         エ
                                                                                                 ユ
                                                                                                          П
                                                                                                                  ボ
             ガ
                 ラ
                           П
 ペホ
                        マ
                                                                                 シ
                                                           ショ
                                                              チア
                                ボテ
                                                       エ
                                                                     ッラ
                                                                                              テ
                                                                                                      シ
                                                                                                              チ
                                                                                                                       ル
                    エテ
                                                                         ープチレー
                        レッ
                                          タ
                                                                 デ
                                                                                 = = -
                                                                                            チ
                                                                                    ジ
                                                                                         ッ
                                                                                                 Ŧ
                                                                                                          ラ
                                                                                                                  ヂ
                           ボ
 1
    1
             1
                 1
                                                       1
                                                                     ペ
                                                                                            ,
71
                                                                                                                       =
                                アイ
                                                                                                     エ
                                                                                                              エ
                    11
                                                                                                                           氏
         ワ
                                                                     1.1
                                                                                            クル
                                                                                                      1
                                                                                                          ン
                                                                                                              l
                                                                                                                   1
                                                                                                                       Ì
                                           ン
                                                               ン
 ルル
             ル
                    ルンク
                            Ì
                                1
                                   エ
                                                    ン
                                                      ル
                                                                         ールル
                                                                                     ユ
         1
                                                                    二十九年九ヶ日三十六年十一
                                                                                                                      三士
        三十年
                    ===
+++
=--
                                      十九年
                                                                                    三十七年
                                                                                                                  三十
                                四
                                             四四四三
                                                              三十一年三ヶ
                                                                                                     三十九年
                                                                                                                           及
 三十四年
    三十八年
                 四
                                   二十八
                           一十九
                                                           一十七
                                             十十十十二三二六
                                                                                                              一十年
                                          于
                                                       一十六年三ヶ
                                                                 一十六年六ヶ
                                                                                干
                                                                                                 于
                                                                                                          一十年五
            +
                 十年
                                +
                                                                                年
                                                                                                 二年十
                                                                                                                       年十
                    三
年年年
十六六
一 ケ ケ
                                年三ヶ
                                          一年六
                                             年年年
一六三五
                                                                                                                  年
                           年六ヶ
                                                           年七ヶ
                                                                                                                           年
             年
                                                                                                          ケ
                                                                                                          月
                                              ケケケケ
                                                                                            ケ月
                                                                                                  ケ
                                                                                                                       ヶ
                                                                                                                           齡
                    ヶ月月
                           月
                                月
                                           月 月月月月 月
                                                           月月月月月月月
                                                                                                                       月
                                                                                            月
                    月
```

寶舎規則大要

但在黌中ノ輕疾者ハ醫藥ヲ官給スリ或ハ非法不品行等ノ擧動アルトキハ保證人ニ通知シテ退黌セシム第一條 入學志願者ハ總テ父兄若クハ親族ノ保證ヲ要ス若シ在黌中篤疾ニ罹

英敏若クハ修學ノ經歴アル輩ハ特ニ制限ニ據ラザルコトアルベシ第二條 入學志願者ノ年齢ハ十三、四歳以上二十歳迄ヲ限リトスレドモ資性

第四條 主眼ノ學科ハ造船學及機械學ナレドモ先ツ佛語學ヲ修メシメ漸ク其第四條 主眼ノ學科ノ選定ハ總テ教師ノ主宰スル所タルヲ以テ生徒ハ一意之ヲ遵奉セザルベカラズ

學科ヲ講究シタル後ニ非レバ退黌ヲ許サズ 在黌期限ハ生徒ノ勤怠能否ニ應ジテ遲速アルベシト雖モ一二ノ實用

但シ應用試驗ノ期限ハ在黌期限ノ半トスヲ經過シタル後ニ至リテ其請ヲ許スベシ 一科若クハ數科ヲ卒業シテ退黌ヲ請願スル者ハ其學科ノ應用試験期

第九條 官衙ニ於テ前條ノ卒業者ヲ採用スルトキハ其技能ニ応ジテ相當ノ俸姓名ヲ新聞紙ニ掲ゲテ世上ニ廣告スベシ 鷹用試驗期滿チテ退黌スルトキハ某學科卒業證書ヲ授與シ且其族籍

(『横須賀海軍船廠史』)

て当然のことであった。 治四年四月七日)に横須賀造船所と改称したのを考えるとき、きわめ 横須賀製鉄所の黌舎の主要学科が造船学にあったことは、のち(明

を管轄庁に具申している。もっともモンゴルフィエーはフランス本国には一回一ドル、デニエールには七十五セントの教授料を支払うことウエット、船工職デニエールに伝習生の教授をも兼務させ、前記三名ともに、倉庫主事モンゴルフィエー、会計課長メルシェー、鑢鑿頭目でエルニーは中島才吉、稲垣多喜造に伝習生の教育に専念させると

賀製鐵所のフランス側スタッフの顔ぶれをみておこう。で、その姓名、年齢、契約期限のリストを三十四ページに掲げ、横須在の製鉄所のフランス人技術者は首長ヴェルニーを含めて 三 十 七 名で官途に就くためにすぐにこの任務から離れている。明治三年五月現

3

名を残す人物B・アレクサンドルのようである。 説明していないが、このフランス人歯科医は日本近代歯科医学史上に 歯科医アレクサンドルの家に使丁として住み込んだことは柳田泉の文 歯科医アレクサンドルの家に使丁として住み込んだことは柳田泉の文 歯がである。 かしたのか、これを辞め、そのあと、横浜のフランス人

って二人の人物に分記されている。 アレクサンドルについて、『資料 御雇外国人』(小学館)では、誤

○月一五日)【職種】語学、医学、化学、鉱物学教師【給料】月給最初六ケ月仏【雇入場所】横浜【雇主雇期間】松江藩(一八七○年四月一五日―七一年一アレキサンドル【原綴】〔Alexandre〕【年齢】三年三月当時四○歳【国籍】



アレクサンドル

は三五〇元、其後は四〇〇元【出典】外六

ると、この二人のフランス人は同一人物でなくてはならない。る。だが、今田見信『開国歯科医人伝』所収「アレキサンドル」によ右の記載ではアレキサンドルというフランス人が二人いたことにな

だようである。 に悪で、八年には築地入舟町一丁 はのとであろう。アレキサンドルは医 自一番地に住し、銀座に開業したのは後のことであろう。アレキサンドルは医 自一番地に住し、銀座に開業したのは後のことであろう。アレキサンドルは のに中略) では、八年には築地入舟町一丁 では、八年には築地入舟町一丁 ではよりである。(中略)

下レクサンドルは松江藩のお雇い医学教師であるが、歯科医として 対えなくとも三月には横浜にいたことが考えられる。横浜にはフラ として日本に滞在したが、やがて静岡藩を経て松江藩に雇われたよう である。アレクサンドルは、明治三年四月十四日、松江に到着してい である。アレクサンドルは、明治三年四月十四日、松江に到着してい なが、松江藩が雇入れたのは横浜でのことであった。アレクサンドル はすくなくとも三月には横浜にいたことが考えられる。横浜にはフラ はすくなくとも三月には横浜にいたことが考えられる。横浜にはフラ ンス公使館もあり、アレクサンドルは松江に赴くまでそこに滞在して ンス公使館もあり、アレクサンドルは松江に赴くまでそこに滞在して ンス公使館もあり、アレクサンドルは松江に赴くまでそこに滞在して いたもののようである。

の大きな根拠がアレクサンドルの松江赴任に見出せるように考えられクサンドルの家に住み込んでいた時期を明治三年三月以前とみる一つ川島忠之助が横須賀から横浜に出て来てフランス人歯科医B・アレ

いたかもしれないのである。て住みこんでいたかどうかははっきりしないが、それに近い時点までるのである。アレクサンドルが横浜を離れるまで、忠之助が使丁とし

に述べている。から聞いた話では「語学練習のため」で、その間の事情をつぎのようみ込むようになったものかは不明であるが、柳田泉が忠之助そのひと忠之助がこのフランス人歯科医の家にいかなる経緯で使丁として住

ので、欣躍したほどであった。

(「川島忠之助伝」)

ランス訳を始めてみたときには、天地間にこれ程重宝な書物もあるのかというらただもうわからぬなりに、フランス人のいうことを聞くより仕方がない。こらただもうわからぬなりに、フランス人のいうことを聞くより仕方がない。こらただもうわからぬなりに、フランス人のいうことを聞くより仕方がない。こらただもうわからぬなりに、フランス人のいうことを聞くより仕方がない。こいずれ誰かに伝手を得たのであろう。この間の勉強は、ほとんど文字通りので、欣躍したほどであった。

み込んだため、忠之助はすこぶる苦労したものとみえる。く、まだフランス語もよくわからない状態でアレクサンドルの家に住丁となったことも考えられるが、詳細はまったくわからない。とにか忠之助が製鐵所のフランス人を仲介にしてアレクサンドルの家の使

に雇われたのちに横浜に居住して公使館付の医師になったものと推定に近い時期以前であったという点から、多分アレクサンドルは静岡藩に住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われたのち、フランス公使館付の医師として横浜に住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われてに住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われてに住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われてに住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われてに住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われてに住んでいたものと推察される。アレクサンドルが静岡藩に雇われてに近い時期以前であったという点から、多分アレクサンドルは、前述したように静岡藩に雇われたのちに横浜に居住して公使館付の医師になったものと推定に近い時期以前であったという点が、カースの表に、アレクサンドルは静岡藩に産われたのちに横浜に居住して公使館付の医師になったものと推定に近い時期以前であったという点が、カースの世界にある。アレクサンドルは静岡藩に雇われたのちに横浜に居住して公使館付の医師になったものと推定に雇われたのかという。

されるのである。

前者は語學、後者は語學醫學化學礦物學を講ずる外に、ワレットは軍隊の調錬 た者を云ふ。二佛人とはワレット(三十六歳)アレキサンドル(四十歳)で 語學修業とは、明治三年藩が靜岡藩より招聘した二佛人に就いて、 従來の英式を佛式に改めた。(三年四月十四日著松四年七月三日離松

、桃裕行「松江藩の洋學と洋醫學」)

ある。 以後は月三○○元の契約であった。 月一日から四年九月三十日までで、 アレクサンドルは、 て松江に着任した。 松江藩が同じく横浜で雇入れたワレットに半月 ワレットの場合、 最初六カ月は月給二五〇元、 アレクサンドルの方が百元高給で その雇用期間は明治三年四 それ

て洋學所を主管している。 学の方は庄司郡平 学に仏学を加え、布野雲平、 きれず、松江では洋学教育が始められ、 松江藩では、まず江戸藩邸において洋学研究が盛んになり、 庄野の代わりに間宮渾之助と片寄海藏の二名が一等助教試補とし 慶応元年六月二十七日のことである。だが、新学館の竣工をまち 松江に學問所、 明治二年五月八日には、 一等助教以下が担当した。明治二年と三年の 交に 國學所、 明治三年のスタッフはつぎの通りである。 間宮篤郎が修道館洋學所を主管した。 洋學所などを合体した修道館 が 修道館は皇学と漢学を合体したが、 慶応二年には従来の蘭学、 開 そのあ か 維 洋 英 れ

一等助教医學助教兼勤 一等助教竝議員 片 寄 宮

渾之介

藏

根 中 村 岸 尚 郎 助 助

廉 海

洋學査書記

洋學校書記竝掌籍試補兼勤

渡 部

鑛物學修行

舎密學修行

門之助 祖 郎

語學修行

語學修行寮長 佛學修行寮長 航海術修行

同

語學修行

同

同

同學三等助教助勤兼勤業學三等助教助勤兼勤業學三等助教助勤兼勤業學引受並書生寮長試補藥學引受並書生寮長試補英學引受並

木

十之助

田

珍之助

Ш

平 鐵之丞 鐐次郎

戸

田

市

井上 飯 塚 善右衛門 育

介

飯 塚 克

洋學三等助教試補

(「松江藩の洋學と洋醫學」より)

關西大学総長・澁川忠二郎などがいた。 海軍少将・竹内平太郎、 え子にはのちの住友鑛山部長・鹽野門之助、 ア レクサンドルが松江藩に招かれたのはこの時期のことで、 法学博士·梅謙次郎、 陸軍中将·落合豐三郎、 工学博士・山口半六、

からも確認される。 学伝習が行なわれたことは、 アレクサンドルが明治三年四月十四日、 修道館が梅謙次郎にあたえたつぎの書類 松江に到着するやすぐに医

薫二男

梅 謙次郎

石此度御雇ニ相 四月廿八日 成候佛人アレキサントル江便リ醫學修行被仰付旨ニ候事

梅謙次郎殿

舎密学を修めた人たちがアレクサンドルについて修行したのではない ンドルに師事して誰が医学を修めたか不明である。 梅は医学を嫌ってこれを辞退したようであるが、 桃裕行は鉱物学、 いまではアレクサ

医学史上容易に看過しがたい出来事として記録されてよい こと だろれのために実際には中途半端なものに終ってしまったとはいえ、日本ルが松江の地でフランス医学を伝えようとしたことはその契約期限切アレクサンドルの松江での活動はよくわからないのである。松江藩とアレクサンドルの松江での活動はよくわからないのである。松江藩とかと「松江藩の洋學と洋醫學」で推定されているが、じつのところ、かと「松江藩の洋學と洋醫學」で推定されているが、じつのところ、

に東京府宛に提出した願書と契約書を根拠にしているのである。 という記述が澤國三郎がアレクサンドルを雇入れたときするまで不明である。もっともこの記述に対して、今田見信は「アレクサンドルは初め横浜で開業し後に東京に来て、八年には築地入舟町一ちまで不明である。もっともこの記述に対して、今田見信は「アレクサンドルが松江を去ったのちの消息は、「明治五年東京銀座アレクサンドルが松江を去ったのちの消息は、「明治五年東京銀座

外國人雇入之願

西洋口中歯病療醫教師 佛國人アレキサンドル 四四年

一 給料一カ月 金六拾圓

雇期限 明治八年七月一日ヨリ明治九年六月三十日迄向十二ケ月

結約所 築地入舟町一丁目一番地

奉存候御差支モ無御座候ハバ御檢査ノ上御許容被仰付被下度別紙條約横右者今般西洋口中歯病療治施行仕度候ニ付西洋醫術教師トシテ相雇申度住所 第一大區九小區竹川町十八番地 竹澤國三郎方

第一大区九小区竹川町十八番地文竝譯書相添此段奉願候也

竹澤國三郎 卵

明治八年七月

東京府知事 大久保一翁殿

アレクサンドル雇入れに際して竹澤國三郎はかなり面倒な手続きを

踏んだようである。

今田見信はその経緯をつぎのように書いている。

る。雇入れたのちは毎日四時間宛の授業をうけた。 国別八年一月芝宇田川町の竹沢国三郎は、フランス語に長じている駅逓局官 明治八年一月芝宇田川町の竹沢国三郎は、フランス語に長じている駅逓局官 の。雇入れたのちは毎日四時間宛の授業をうけた。 る。雇入れたのちは毎日四時間宛の授業をうけた。

契約期間がすみ竹沢の学業おおいに進みたるをもってアレキサンドルはフラーデンオガロリーを手上の

ンス語の歯科修業証書を明治九年六月二十九日付で授けた。

(『開国歯科医人伝』)

なお、アレクサンドルが竹澤國三郎に授けた歯科修業証書は今田見信ハナと問題を起して辞めたということである。祭金松が門人となったのである。ただ、神翁はアレクサンドルの内妻栄久町の池野谷貞司、七年一月には下関の免養九一、また八年には神に何人かの門人が彼の門に入っていたようである。明治六年には浅草アレクサンドルが竹澤國三郎を弟子とした明治八年一月以前にすで

Le Soussigné certifie que Mr. Takezawa Kunisaburo a été mon élève pendant dix huit mois, pendant lesquels il s'est conduit en homme d'honneur, en cons equence je l'autorise à se servir de mon nom au mieux de ses intéret en priant les autorites, de lui accorder le permission dont il jugerait convenable de demander.

「アレクサンドル」によると、つぎのようなフランス文であった。

Tokio le 24 juin 1876.

Docteur Alexandre M. D. Professeur de Grottresse Dentaire.

竹澤家にはこれの邦訳文が伝えられている。

進ム能ク歯科ノ醫タルニ堪へタルニ依リ確證スルコト如何 竹澤國三郎余二從ヒ歯科ヲ修ムルコト十八ケ月拮据勉勵セシヲ以テ學術並ニ

西曆一八七六年六月二四日

ドクトル アレクサンドル

るいは桜井一斎氏は招聘せられたというもつまびらかでない」と記し 九年八月二十日から一年契約で歯病治療教師として月給六十円で雇わ 日に病死しているという。 である。アレクサンドルは竹澤家の過去帳によると、明治十年三月二 れている。そのときの住所は「三十間堀一丁目十一番地辻徳兵衛家」 ているが、『資料 クサンドルの死亡地は日本のどこか詳かにされていないが、病死によ 竹澤國三郎との契約が切れたあとのアレクサンドルの消息について その医師の免状は明治十年四月九日付で返納されている。 今田見信は「某地に行ってフランス語の教師となったといい、あ 御雇外国人』では、東京府平民の辻徳兵衛に明治 法海直入信士の法名がつけられているアレ

の ては歯科の技術にかなり長じた人物であったようである。エピソード 歯の見本をならべた看板」を出して衆人の注目を浴びたが、当時とし 一つを伝えておこう。 アレクサンドルは、 治療所に「自働式の上下顎の開閉する人形に義

掲載せられた位です。 で調製したことがあったが、世間ではその高価に驚愕して一時都下の各新聞に 明治九年築地に於てアレキサンドルが中村中蔵という俳優に上顎を四十五円

(『デンタルビー』第二号)

らな人物であったのである。 川島忠之助が使丁として住み込んだフランス人歯科医とは、このよ

応募し、首尾好く選に当って造船機械科に入った。 明治政府の方針が決定して、 アレクサンドルのもとにあること五カ月、同三(一八七〇) 第一回の伝習生を募集したので、氏は早速それに 年の春になって

(「川島忠之助伝」)

こととなったのであった。 ランス語のみならず技師として必要な造船学と機械学に磨きをかける ここに川島忠之助の再度の横須賀製鐵所入所となったのであり、フ

《主要参考文献》

○NHK特別取材班『ドキュメンタリ 四十三年) 明治百年』(日本放送出版協会

○横須賀市役所『横須賀海軍船廠史』(横須賀海軍工廠、 大正四年

○ジャン・ラウル、倉永小三訳「横須賀海軍工廠の創設と佛蘭西人の見たる黎 明期の日本」(横須賀市教育研究所、 昭和二十七年

○手塚龍麿『日本近代化の先駆者たち』(吾妻書房、昭和五十年)

〇ユネスコ東アジア文化研究センター編『資料 御雇外国人』(小学館

○桃裕行「松江藩の洋學と洋醫學」『日本醫史學誌』一三○三、一三○五号 ○柳田泉「川島忠之助伝」(春秋社『明治初期翻訳文学の研究』昭和三十六年) 昭和十七年)

○川島順平「父・川島忠之助について」 学年誌』第十号、昭和四十九年) (早稲田大学比較文学研究室『比較文

(39)